

令和8年度 いじめ防止基本方針

上田市立丸子中央小学校

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは どの学校でも どの学級でも どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、いじめのない楽しく豊かな学校生活を送ることができる学校をつくるために、この基本方針を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2) 子どもたちと教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたち同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な対応と指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめの問題について、保護者・地域・関係機関との連携を図る。

2 いじめ防止等の対策組織

◎校務分掌に「適応（いじめ・不登校）委員会」を設置する。

(1) 構成メンバー

校長 教頭 生徒指導係 教育相談コーディネーター 特別支援コーディネーター
該当児童の学級担任 （ 養護教諭 心の教室相談員 スクールカウンセラー 等 ）
*必要に応じ、心理や福祉の専門家・医療機関など外部の専門家の参加を求めていく。

(2) その他

- ①校内支援委員会、生徒指導委員会、解放子ども会担当者との連絡・連携。
- ②委員会が機能しているか、点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1) いじめ防止のための日常的な取り組み

- ① 子どもたちひとりひとりが、認められたりお互いを大切にしたりするなかで、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② 「分かる」「楽しい」授業を行い、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ③ みんなかけがえのない存在であることを理解し思いやりの心や命を大切にする心を、道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などで指導することを通して育てていく。なかよし旬間には、全校児童と相談の機会を持つとともに、人権同和教育の授業を保護者や地域の方々に公開をして、家庭でも話題にしていただく。
- ④ 「いじめは決して許されない」という認識を、子どもたちが持つようにあらゆる機会で見守る。
- ⑤ 「見て見ないふり」は、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友だち、おうちの人に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。いじめを知らせることは大切なことであることを伝えていく。

- ⑥ 情報教育では、はじめに情報モラルについて時間をかけて丁寧に扱っていく。
- ⑦ 学級で動植物の世話などを通して、成長や命の大切さに触れる体験をする。
- ⑧ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聴く。また、子どもたちの書く「紡ぐ」や日記、保護者からの連絡帳を丁寧に読む。
- ⑨ 児童会によるあいさつ運動、集会、なかよし学級による様々な活動など、子どもたちが主体的に計画・実践する取り組みを大切に扱う。
- ⑩ 解放子ども会会員の保護者、社会指導員との連携を密にし、解放子ども会と学級の関りを深めたり解放子ども会会員を支えたりすることを通して、ともに成長していく学級集団をつくる。
- ⑪ 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAや学校運営委員会などの会合、学校だよりやホームページなどで伝えていく。
- ⑫ 「なかよし月間」に合わせてアンケートを実施し、児童の様子を把握する。
- ⑬ なかよし月間中に「相談週間」（11月）を実施し、児童とのコミュニケーションを深めるとともに、児童の実態を把握する。
- ⑭ 1・2年生はQU調査、3～6年生はアセスを実施し、子どもたちの学級満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童の支援を行う。

（2） 早期発見・早期対応の方策

- ① 職員会議の時に設けてある児童理解で、全職員で情報を共有する。また、緊急を要する対応が必要となった場合には関係者会議を開き対応を検討するとともに、全職員が共通認識のもとで対応をしたり見守ったりできるように、職員連絡会で報告を行う。
- ② 少しでも子どもたちの様子で気になる変化を感じたら、積極的に声がけや情報収集に努める。また、教頭・生徒指導係へ確実に報告をする。
- ③ 「なかよしアンケート」「QU検査」「アセス」の結果を活用し、子どもたちの人間関係や学校生活の悩み等を把握し、寄り添いながら共に解決するための道筋を探る。

（3） 相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちへ伝えていく。【心配なことや相談したいことがあるときは、どの先生でもいいので話を聴かせてくださいね】といふポスターを、児童の目が付きやすいところへ掲示をしていく。
- ② なかよし月間中に、担任がクラスの全児童と相談をする機会をとる。必要に応じて、心の教室相談員や養護教諭も関わりを持つ。
- ③ 担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聴き逃さないようにする。また、子どもたちの書く「紡ぐ」や日記、作文等や保護者からの連絡帳を丁寧に読み、子どもたちや保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
- ④ 担任は自分一人で抱え込むことはしない。教頭・生徒指導係・教育相談コーディネーターと連携を図る。
- ⑤ 「元気がない子ども」「いつもと違う様子の子」「名前が挙がっている子ども」に全職員が積極的に声がけを行う。
- ⑥ いじめに関する相談を受けた職員は、速やかに教頭と教育相談コーディネーターへ報告するとと

もに、教育相談コーディネーターは関係者会議（適応委員会）を開いて対策を講じるとともに、全職員で情報を共有化していく。

⑦ 「いじめ事案」が発生した場合の報告書・・・

○学級担任 → 毎月末にいじめ認知事案一覧表へ記入する。

○Ⅱ段階事案の場合は、上田市教育委員会へ報告を行う。

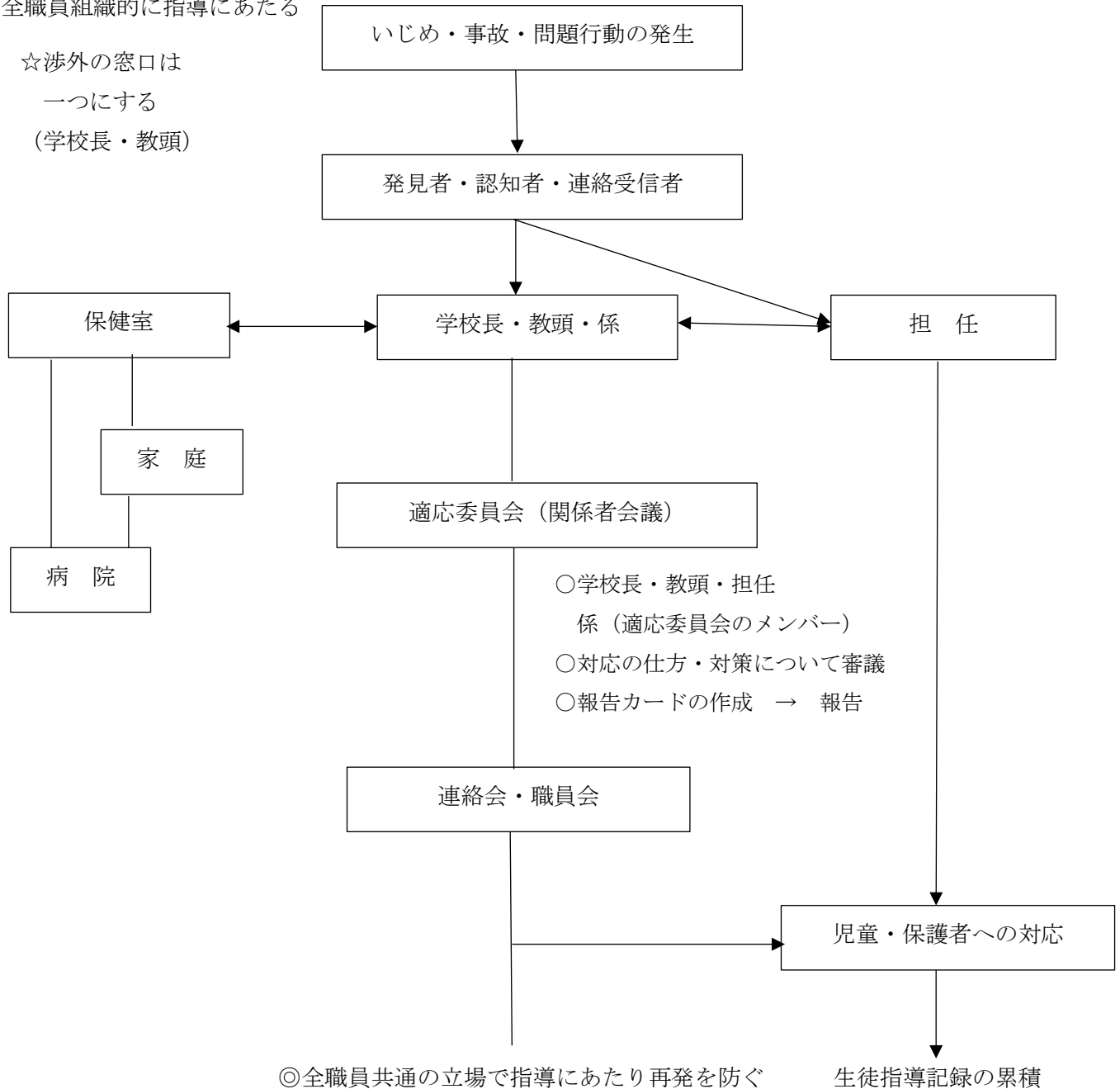
4 いじめを早期発見するための年間指導計画

学期	月	指 導 内 容
一 学 期	4	・学年、学級開き 「みんな仲良く、いじめのない学校・学級づくり」の意識づけ。
	5	・運動会に向けて ひとりひとりのがんばる姿の認め合い、学級が一つにまとまる充実感の指導。
	6	・あいさつ旬間 目と目を見て、あいさつを交わし合える関係作り。
	7	・がんばった水泳 水泳におけるひとりひとりのがんばりを認め合う。
二 学 期	8	・学級目標の確認、2学期の目標を設定
	9	・半年をふり返る よくできたことをお互いに認め合うとともに、みんなが楽しく学校生活を送るためには何ができるか考える。
	10	・音楽会 学級・学年が仲良くまとまって演奏を創りあげる過程を通して、お互いを認めあったり励ましあったりすることを意識づけ、一つにまとまる充実感を生みだす指導。
	11	・なかよし月間 なかよしアンケート、アセスの実施。相談週間の実施。 各児童会の企画を通して、学級内外においてもなかよしの意識づけを行う。
	12	・2学期のふり返り
三 学 期	1	・学級目標の確認、3学期の目標を設定 「みんな仲良くいじめはしない」ことを確認する。
	2	・進級、卒業へ向けて 一年間のひとりひとりのがんばりを確認し合い、残された学校生活をより楽しいものにするための意識づけをする。
	3	・一年間のまとめ 友だちとのかかわりをふり返り、友だちの良さをお互いに確認し、新学年への期待感を醸成する。

5 いじめが発見されたときの対応（丸子中央小学校危機管理マニュアル）

◎全職員組織的に指導にあたる

☆渉外の窓口は
一つにする
(学校長・教頭)



6 重大事態への対応

(1) いじめが原因で

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じ疑い」がある場合
- ② 「相当の期間学校を欠席することを与儀なくされている疑い」（概ね30日以上）がある場合
- ③ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった」とき

これらの場合は、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会へ報告をする。

(2) 丸子中央小学校の「適応（いじめ・不登校）委員会」を母体とする組織を設置し、上田市教育委員会の設置する組織の指導の下に、調査・報告・対応にあたる。

(3) 「丸子中央小学校危機管理マニュアル」に沿って、上田市教育委員会の設置する組織の指導の下、迅速に対処する。